

平成 31 年度稚内市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

(趣旨)

第 1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 この方針において使用する用語は、法及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 市は、法に基づく調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図るよう努めなければならない。

(この方針の適用範囲)

第 4 この方針の適用範囲は、本市の市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会（以下「各部局等」という。）とする。

(平成 31 年度の調達方針)

第 5 この方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所地が稚内市内にある法第 2 条第 4 項で規定する障害者就労施設等とし、次の表に掲げるものとする。

事業所名（法人名）	障害福祉サービス
就労継続支援 B 型事業所サポート末広 （緑ヶ丘学園）	就労継続支援 B 型
多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ（稚内木馬館）	就労継続支援 B 型
就労継続支援 B 型事業所稚内市北光園 （稚内市社会福祉事業団）	就労継続支援 B 型

障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館 (稚内木馬館)	就労継続支援B型
ノース工房 (NPO法人ノース工房運営委員会)	就労移行支援、就労継続支援 B型
わっかない・ここ (NPO法人ここ)	就労継続支援B型

- 2 各部局等は、障害者就労施設等より調達実績のある木工品等の物品及びクリーニング等の役務について引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討する等、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。
- 3 稚内市は、市全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることを目標とする。
- 4 前項の目標の達成に向け、市は、次に掲げる事項について取り組むものとする。
 - (1) 随意契約制度の活用 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を推進すること。
 - (2) 調達に際しての配慮等 障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量等を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等の必要な事項について、懇切丁寧に説明すること。
- 5 市は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。
- 6 市は、庁舎その他の建物の床面積に余裕がある部分について、障害者就労施設等の物品販売の場として使用させることを積極的に検討するものとする。
(庶務)

第 6 この方針に関する庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。